

「農地・水・環境保全向上対策」の推進について

【農林水産省】

提案の内容

経営安定対策等大綱に基づき、米政策改革推進対策、品目横断的経営安定対策と一体的に実施される「農地・水・環境保全向上対策」の平成19年度からの導入にあたっては、地域の実情に即した効果的な取組・活動ができるような事業制度とすること。

- ・ 平成20年度以降の新規地区採択も可能とすること
- ・ 支援単価は、地域の実情に応じた設定を可能とすること
- ・ 品目横断的経営安定対策と一体的に継続して実施すること

【現状と課題】

対策導入にあたっての国の方針等

- ・ 平成19年度からの対策導入にあたっては、事業地区の初年度一括採択を行い、次年度以降の採択はしない方針と聞いている。
- ・ 支援単価は、全国レベルの基準的な活動量を踏まえ、田で4,400円/10aと一律に設定されている。
- ・ 恒常的に進められる「品目横断的経営安定対策」と一体的に「車の両輪」として平成19年度から導入するとされているが、制度の継続期間等は何ら示されていない。

市町村の意見

- ・ 農地・農業用水等と担い手を効率的に組み合わせて農業構造を確立する対策であり、また、農地・水の管理に関して長年培われた地域の慣習や取り決めに大きな影響を与えることから、集落への理解を深め活動計画を策定するには、相当の時間を要する。
- ・ このため、段階的な地区採択ができる柔軟な制度設計、並びに担い手対策と連携した恒久的な対策とすることが求められている。
- ・ また、地域活動の実態が多様であることから、一律の支援単価設定ではなく、平地、中山間地等の地域状況を勘案した単価設定も求められている。
- ・ 大きな農用地面積を有する市町からは、財政負担を懸念する声もあがっている。

【本県の取組状況・方針】

平成19年度からの対策導入に向けて、今年度は12地区(全国600地区程度)でモデル支援実験事業を行い、モデル地区における保全対策活動の実効性を検証し、平成19年度からの保全対策本格導入に向けた「資源保全基本方針」を策定する。

市町村・土地改良区をはじめ、地域集落へ普及・推進を図るとともに、地域の実情と主体性に即した制度設計が可能となるよう検討・検証し、必要な事項を国へ提案していく。

【提案要望の効果】

地方の自主的・主体的な取組が可能となるとともに、地方の実情に応じた効果的な対策が継続して実施できる。

豊かな農村・農地を



地域みんなで
守り

次世代とともに育んでいく

